

メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

本募集要領は、メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務

(2) 委託業務の目的

「メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載のとおり。

(3) 委託業務の内容

仕様書に記載のとおり。

(4) 委託上限額

14,983千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日(金)まで。

(6) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

大和平野中央田園都市構想推進協議会事務局

(奈良県 地域創造部 大和平野中央構想・スタートアップ推進課 企画係内)

電話番号：0742-27-8946(直通)

E-mail：yamachu@office.pref.nara.lg.jp

3 参加資格要件等

(1) 次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)
- ④ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

- ⑤ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
- ⑥ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q2 電算業務」、「Q5 広告・イベント業務」又は「Q7 諸サービス」に登録がある者であること。(ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。)
- ⑦ 過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)において、国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)を相手方として本業務と同種業務(本業務の一部と同種の業務を含む)を受託し、誠実に履行した者、もしくはこれと同等の業務を誠実に履行できると認められる者であること。

(2) 共同提案

複数の事業者がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる事業者及びグループの全ての構成員が(1)の要件を満たすこと。

※応募後、グループの代表となる事業者及び構成員の変更は、原則として認めない。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、事前に参加申込書を提出のうえ、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。

(1) 参加申込書の提出について

- 提出期間

令和6年4月23日(火)まで

- 提出先

2(6)担当部局に同じ

- 提出方法

電子メール、持参又は郵送(配達を証明できる方法によること。提出期限必着。)。持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までの開庁時間で、かつ正午から午後1時までを除く。

メールの際は、件名に、「メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務委託 公募型プロポーザル参加申込書等送付」と記載すること。郵送の際は、封筒に「メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務委託 公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きし、提出期限までに必着すること。

- 提出書類

以下の書類各1部(いずれもA4サイズとする。)

①公募型プロポーザル参加申込書【様式1】

②参加申込者概要書【様式2】

会社概要などがあれば添付すること。

③同種業務実績【様式3】及び同種業務実績を証明する書類

企画提案書の審査時において同種業務(3(1)⑦を満たすこと)実績としての審査を前提に、5件を限度に記入すること。(契約書の写し等、契約の種類及び業務内容

が分かる書類を添付すること。)

- その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに2(6)に記載する担当部局に連絡するとともに、参加辞退届【様式4】(A4サイズ)を提出すること。

(2) 企画提案書の提出について

- 提出期間

令和6年5月1日(水)午後5時まで

- 提出先

2(6)担当部局に同じ

- 提出方法

持参又は郵送(配達を証明できる方法によること。提出期限必着。)。持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の際は、封筒に「メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務委託 企画提案書在中」と朱書きし、提出期限までに必着すること。

- 提出書類

以下の(ア)及び(イ)の書類を各8部(正本1部・副本7部)

※ 本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、正本1部には事業者(会社)名を記載し、副本7部には事業者(会社)名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

(ア) 企画提案書【様式5】

- ・ 事業者欄、担当者欄は正本のみに記載すること。(以下、各様式において同じ。)
- ・ サイズはA4またはA3、両面印刷可とする(ただし、A4両面印刷は2ページと数える。また、A3は片面で2ページ、両面は4ページと数える。)
- ・ 図や表を含め20ページ以内(鑑文及び様式6の見積書は除く。)で作成すること。
- ・ 文字サイズの標準サイズは10.5pt以上とすること。(ただし、図中等真にやむを得ない場合のみこの限りではない。)
- ・ 別表「メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務 企画提案書審査基準」(以下「審査基準」という。)の審査項目等を踏まえて記載すること。

(イ) 見積書【様式6】

- ・ 提案内容にかかる見積金額を記載すること。
- ・ 宛先は「大和平野中央田園都市構想推進協議会 会長 山下 真」とすること。
- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)
- ・ 委託上限額を超える見積書が提出された場合は、失格とする。
- ・ 押印省略は可能。但し、押印省略する場合は責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

※ 業務実績【様式3】については、4(1)参加申込書の提出時のものを使用するため、企画提案書提出時には添付・記入しないこと。

5 企画提案に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ・受付期間：公告日から令和6年4月15日（月）午後5時まで
- ・受付方法：2（6）担当部局へのメールに限る（様式は任意）。
※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問への回答

- ・回答日時：令和6年4月18日（木）（予定）
- ・回答方法：奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課ホームページに掲載する。

HPアドレス：<https://www.pref.nara.jp/60683.htm>

※質問者への個別の回答は行わない。

※公表の際、質問者名は明示しない。

6 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査

- ① 企画提案書等の審査は、メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務委託公募型プロポーザル方式選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次の審査項目等について公正に審査を行うものとし、審査は非公開で行う。
 - ・業務遂行能力に関する事項
 - ・企画提案に関する事項
 - ・経費見積に関する事項
- ② 提出のあった提案書等は、審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を行う。
- ③ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④ 審査委員会は、令和6年5月13日（月）にオンライン形式で行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する（令和6年5月7日（火）頃予定）。
- ⑤ オンライン形式の審査委員会では、事業者の名称を伏せて参加すること。
- ⑥ プレゼンテーションは提出された企画提案書のみにより実施し、パワーポイント等のスライドの共有は不可とする。
- ⑦ 天災またはやむを得ない事情を除き、審査委員会当日の指定日時に出席できなかった場合には失格とする。

(2) 最優秀提案者の選定

審査基準に基づき審査を行い、最も審査の合計点の高い者を最優秀提案者として選定する。ただし、総得点が一定基準（満点（100点×審査する審査委員数）の6割）に達しない場合は選定しないものとする。選定又は非選定の通知は全参加者に書面にて行う。

なお、同点で複数の最高得点者が出た場合は、「企画提案に関する事項－業務遂行能力に関する事項－経費見積に関する事項」の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。そのうえで、「企画提案に関する事項－業務遂行能力に関する事項－経費見積に関する事項」の点数がそれぞれ同点の場合、くじで順位を決定する。

企画提案書の提出期限までに受理者の数が2者に達しない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再公告するものとする。再公告の結果、提案事業者が2者に達しない場合は、参加資格要件を満たしていれば審査を継続することとし、全ての審査項目について各審査委員の審査の合計点が一定基準（満点の6割）以上の場合は、当該事業者を受託業者として選定する。

経費見積額について委託上限額以下の有効な見積を審査対象とし、仕様書や企画提案内容に応じた経費内訳が示されていない見積書を提案した提案者は、契約の相手方として選定しないこととする。

なお、参加資格を有する参加申込者が多数（概ね5者を超える数）の場合は、審査委員会に先立ち、大和平野中央田園都市構想推進協議会事務局にて書類選考を行う場合がある。

7 契約の締結

- (1) 審査の結果、最優秀提案者として選定された者を受託者とし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき速やかに契約を締結する。契約額は、企画提案書を参考に、最優秀提案者との協議により仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出すること。なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととする。
- (2) 選定された者は、通知があり次第、大和平野中央田園都市構想推進協議会担当者と打合せを行い、契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- (3) 企画提案書でなされた有効な提案については、大和平野中央田園都市構想推進協議会の指示のもと、必ず実施すること。
- (4) 委託金の支払いは、全ての業務の履行確認後とする。
- (5) 契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則第19条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、その所属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 大和平野中央田園都市構想推進協議会が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を大和平野中央田園都市構想推進協議会事務局担当者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

また、企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、契約者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとする。

10 その他

- (1) 提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ① 参加資格が備わっていないとき。
 - ② 複数の企画提案書等を提出したとき。
 - ③ 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
 - ④ 提出のあった企画提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、大和平野中央田園都市構想推進協議会の定めた期日までにその補正に応じないとき。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした場合。
 - ⑥ 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - ⑦ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
 - ⑧ その他不正な行為があったとき。
- (2) この公募型プロポーザルへの参加にかかる経費は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合、必要部数を複写することがある。
- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 募集及び契約については、大和平野中央田園都市構想推進協議会の都合により中止することがある。

その場合、発生する損害については大和平野中央田園都市構想推進協議会では負担しない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、大和平野中央田園都市構想推進協議会事務局の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

【参考】日程

令和6年4月9日（火）	公告
令和6年4月15日（月）	質問受付期限
令和6年4月18日（木）	質問回答
令和6年4月23日（火）	参加申込書提出期限
令和6年5月1日（木）	企画提案書提出期限
令和6年5月13日（月）（予定）	プレゼンテーション及びヒアリング （参加事業者あて個別通知）
令和6年5月中旬（予定）	受託者決定通知
令和6年5月中旬（予定）	契約締結

※上記日程の受付時間及び締切時間に留意